

妙高市先進技術社会実装事業計画策定業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、妙高市先進技術社会実装事業計画策定業務を実施するにあたり、業務に対する意欲があり、技術的能力等が優れた事業者を優先交渉権者として選定するため、プロポーザルの各種手続き、要件等に関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 事業名

妙高市先進技術社会実装事業計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙1「妙高市先進技術社会実装事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 事務局・提出先

妙高市役所 企画政策課 スマートCity推進グループ 担当者：池田・竹内

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

電話：0255-74-0044

FAX：0255-72-9841

メール：kikakuseisaku@city.myoko.niigata.jp

(4) 提案上限額

金5,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

3 事業者選考

簡易公募型プロポーザル方式により選考する。

4 本プロポーザルに関するスケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| (1) 公募開始（市ホームページ掲載） | 令和3年 9月27日（月） |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和3年10月 4日（月）午後5時まで（必着） |
| (3) 質問書の提出期限 | 令和3年10月 6日（水）午後5時まで（必着） |
| (4) 質問書の回答 | 令和3年10月11日（月） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和3年10月18日（月）午後5時まで（必着） |
| (6) 審査結果通知 | 令和3年10月25日（月） |
| (7) 契約締結 | 令和3年10月下旬 |

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、本業務に参画する意欲があり、公益に資する意思を持って業務にあたるとともに、以下の要件を全て満たしている者であること。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めたいうで参加するものとし、妙高市（以下「市」という。）との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 受託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (4) 本業務の実施について、市の要求に応じて常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しないこと。
- (6) 下記実績をすべて有していること。
 - ア 本業務と類似の実績を有していること。
 - イ 自立飛行実績のあるドローンシステム・広域の通信ネットワーク（LTEなど）を有すること。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和3年10月4日（月）午後5時
- (2) 提出書類
 - ア 妙高市先進技術社会実装事業計画策定業務委託参加表明書（様式1号）
 - イ 業務実績書（様式第2号）
- (3) 提出方法 持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
- (4) 参加辞退 参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、書面（任意様式）で通知すること。

7 質問書の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
 - ・令和3年10月6日（水）午後5時までに「質問票（様式3号）」に記入し、電子メールにて提出すること。
 - ・質問は、電子メール以外は受付しないこととし、メールの件名は「先進技術社会実装事業計画質問書（業者名）」とすること。

(2) 質問への回答

質問事項への回答は、令和3年10月11日（月）午後5時までに、参加表明書を提出した全事業者の質問を全てまとめ、電子メールで回答する他、妙高市ホームページ上で公開する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和3年10月18日（月）午後5時

(2) 提出書類

ア 企画提案提出書（様式4号）

イ 企画提案書（任意様式）及び企画提案書を収納したCD-R

ウ 見積書（様式5号）

エ 見積明細書（任意様式）

※（2）ウの見積書の詳細な内訳を各社任意様式で提示すること。

オ 会社概要（任意様式、パンフレット可）

(3) 提出部数 各10部（正本1部・副本9部）

※企画提案提出書は、正本1部のみ提出とする。またイ～エの提出書類は、ファイル等で綴じて提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

9 企画提案書等作成方法について

(1) 企画提案提出書（様式4号）

届出印を押印し、正本1部のみ提出とする。

(2) 企画提案書（任意様式）

- ・企画提案書は、別紙1「妙高市先進技術社会実装事業計画策定業務委託仕様書」に示す要件を満たすとともに、下記の項目番号に従い、記載すべき事項に基づいて作成すること。
- ・記載すべき事項を満たさない内容または、より良い提案がある場合は、その差異を明記すること。
- ・文字サイズは、11ポイント以上とする。ただし、図表中に使用する文字についてはこの限りでない。
- ・片面を1ページとカウントし、総ページ数は15ページ以内とすること。なお、総ページ数に表紙、目次及び見積書は含まない。
- ・サイズは、日本工業規格A4横型（一部A3版資料折込使用可）とし、任意書式にて作成すること。

番号	項目	記載すべき事項
1	会社情報	会社概要、地方公共団体の実績について、以下の点を踏まえて記述すること。 ①会社概要、経営状況、コロナ対応方針 ②提案内容と同様または類似の過去の業務実績
2	業務に対する取り組み	業務の受託に関する基本的な考え方及び具体的な取り組み方針について、以下の項目を定め主要なポイントを記述すること。 ①基本的な考え方、事業への理解 ②本事業における提案業者のノウハウ ③実施体制 ④業務スケジュール
3	ドローンの利活用	妙高市が目指すドローンを活用した市民サービスや新たなビジネスモデルを実現するために必要な利活用施策や事業化するための推進案の提案や現状の問題点と対応策等を記述すること。
4	業務の実施方法	市の社会課題解決につながり、実効性のあるドローン利活用事業計画を策定するため、業務委託仕様書「3 委託業務の内容」に示す次の業務について、具体的な実施方法や実証事業から本格導入に至るまでの事業スキームを記述すること。 ①当市の現況分析とドローン利活用ニーズが想定される分野 ②各分野におけるドローン利活用事業計画 ③事業実施にあたり、考えられる補助事業案、財源案の提示 (該当事業がある場合)
5	その他 (任意提案)	上記のほかドローン技術に関すること。また、ドローン以外の技術(5G、AI等)も含めた先進技術の活用や他自治体の最新動向など、市に最適な独自提案があれば記述すること。

(3) 見積書(様式第5号)

- ・費用算出にあたり見積条件等がある場合は、その内容を明記すること。
- ・消費税及び地方消費税を含まない金額で提示すること。

10 失格事項等

下記の内容に該当する場合は、失格となることがあるので留意すること。

- (1) 提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- (2) 参加資格要件を欠く場合

- (3) 参考見積価格が提案上限額を超える提案を行った場合
- (4) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 本実施要領等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11 審査方法及び審査基準

審査にあたってはあらかじめ定めた評価基準に基づき、審査及び評価を行う。なお、評価項目に関する質問は一切受け付けない。

- (1) 庁内に審査委員会を設置し、企画提案書の評価及び優先交渉権者を選考する。
- (2) 審査委員会は、「評価項目一覧（別紙2）」及び「評価基準（別紙3）」により評価し、最も評価の高い参加者を優先交渉権者として選定する。
- (3) 審査後、令和3年10月25日（月）までに参加者へ書面で通知するほか、評価結果を妙高市ホームページで公表する。
- (4) 優先交渉権とならなかったものの提案者名、提案内容が分かる内容は公表しない。

12 契約に関する基本事項

- (1) 契約締結は、本プロポーザルにより選定した優先交渉権者を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約にあたっては、選定した優先交渉権者と協議を行い、採用した業務提案書を基本とするが、実情に応じ一層優れたものに内容を変更、発展させることができるものとする。

13 その他

- (1) 本プロポーザルに係る書類作成及び提出に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しないこととする。
- (3) 審査結果に対する異議は一切認めない。
- (4) 電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅延を含む）については、市はいかなる責任を負わない。
- (5) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。